

財団法人群馬県市町村振興協会災害見舞金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人群馬県市町村振興協会が、災害が発生した群馬県内の市町村に対し災害見舞金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象市町村)

第2条 災害見舞金の支給対象市町村は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用対象市町村
- (2) 災害救助法施行令別表第1に定める住家が滅失した世帯の数(以下「住家滅失世帯数」という。)の2分の1以上の被害を生じた市町村
- (3) 前2項に掲げるもののほか、災害の状況に鑑み理事長が必要と認めた市町村

(災害見舞金の額)

第3条 災害見舞金の額は次により算定し、市町村ごとに支給するものとする。

- (1) 同一の災害につき1市町村あたり100万円を支給基準額とする。
- (2) 災害救助法施行令第1条第2項の算定方法により算定した住家滅失世帯数が50世帯を超える場合は、その超えた世帯につき1世帯あたり2万円を支給基準額に加算する。
- (3) 同一の災害につき1市町村あたり1千万円を支給限度額とする。

(審査委員会)

第4条 理事長は、第2条第3号に基づき支給対象市町村を決定しようとするとき、その他災害見舞金について審査する必要があると認めるときは、財団法人群馬県市町村振興協会災害交付金交付規程第9条第1項に規定する災害交付金等審査委員会に諮問することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。